

○ごみ処理場（法第 11 条第 1 項第 3 号）

市内から出る不燃物と粗大ごみは、破碎工場で磁性物（鉄類）、可燃物及び不燃物（ガラス類）等に選別破碎し、磁性物等資源ごみは廃品回収業者に売却し、可燃物は焼却場へ、不燃物は埋立地へ搬入して処分しています。当初は昭和 48 年 4 月に計画決定し、整備されましたが、処理量の増大等に伴い昭和 63 年 3 月に計画変更を行い、現在の施設に更新しています。

また、容器包装リサイクル法の施行に基づき、分別収集された資源再生ごみを選別・圧縮・保管を行う処理施設と資源化に対する市民への啓発機能を併せ持った施設（リサイクルプラザ）を計画決定し、平成 16 年 4 月から運営しています。

◇ごみ処理場の決定内容

番号	名 称	位 置	面積 (ha)	決定年月日・告示番号
1	平塚市破碎工場	堤町地内	約 0.3	昭和 48. 4. 21 市第 24 号
			約 0.4 (変更)	昭和 63. 3. 4 市第 45 号
2	平塚市リサイクルプラザ	四之宮七丁目地内	約 1.1	平成 13. 12. 25 市第 550 号